

## 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（第4期）からの提言について

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（以下「委員会」といいます。）は、野洲市こどもの家条例第14条に基づき、市長の附属機関として設置され、野洲市こどもの家（学童保育所）（以下「こどもの家」といいます。）の持続ある運営について調査・検討を行う機関です。

今回の第4期委員会では、学童保育料の負担割合や、近年の物価高騰を踏まえた間食費の見直し等について検証が行われ、以下のとおり提言を受けました。

### 1. 第4期委員会からの提言の主旨

- ① **学童保育料および季節保育料の価格検証について**  
保護者負担と市税負担は概ね折半されており、通年利用と季節利用の単価も概ね統一されていることから、現段階では学童保育料は据え置きとされたい。
- ② **物価高騰に伴う間食費の見直しについて**  
近年の物価高騰を鑑み、学童保育における間食（おやつ）を適切に提供できるよう、間食費の月額料金について月額2,000円へ見直しを行われたい。
- ③ **季節保育における延長保育料・間食費の固定化について**  
事務効率化・負担軽減のため、毎年の季節保育開所日数に関わらず、季節保育における延長保育料・間食費を固定額とされたい。算出根拠は、直近5か年（令和3年度～令和7年度）の季節保育日数の平均に拠るものとされたい。
- ④ **学童保育の活動について**  
こどもの家においてどのような学童保育を行っていくのか、子どもたちに何を身に付けて欲しいのか、それら目指す姿を保護者にも示したうえで、どれだけの保育料が必要となるのか議論を深められたい。

### 2. 第4期委員会での調査・検討内容

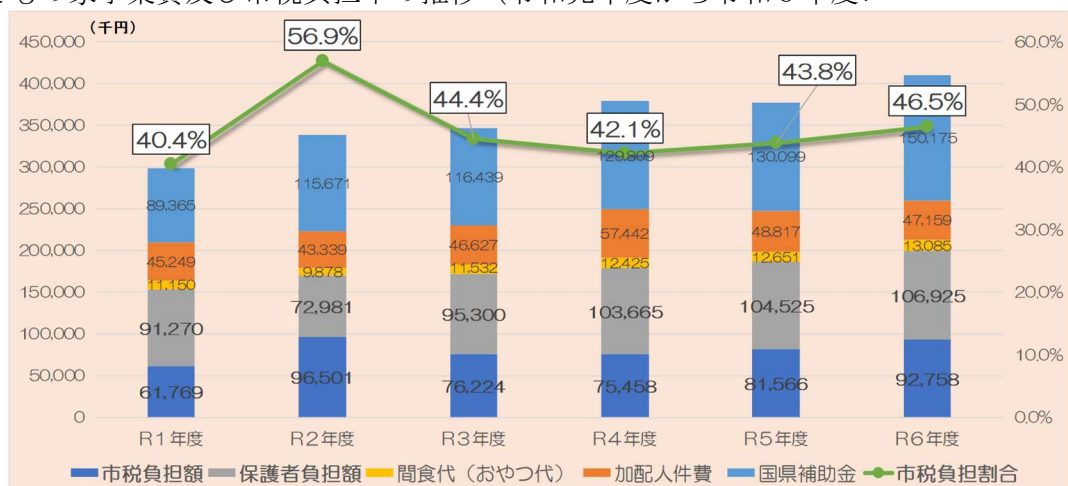
#### (1) 学童保育料の検証

第4期委員会では、学童保育料が適正であるか検証するため、令和元年度から令和6年度におけるこどもの家の利用状況・事業費を確認し、各年度でのこどもの家の運営費における保護者負担金と市税負担金との割合について検証しました。

#### 【第1期委員会からの提言による保護者負担と市税負担の折半ルール】

- ① 事業費には市の事務費相当額を加えたものを総事業費とする。
- ② 総事業費から国県補助金、加配人件費及び間食代を除いた事業費を折半とする。

<こどもの家事業費及び市税負担率の推移（令和元年度から令和6年度）>



上記のグラフでは、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため閉所した期間中の保育料を還付したことから市税負担割合が一時的に高くなっていますが、それを除くと概ね40%台前半を推移し、令和6年度には46.5%となっています。

なお、令和6年10月に社会保険料制度が改正され、社会保険料が経費として事業費に加わることになり、これを年間ベースで加味すると市税負担割合は48.6%となります。さらに、こどもの家を持続的に運営する上で、学童保育指導員の処遇改善に係る人件費や、施設の維持管理費も今後必要となる経費として挙げられます。

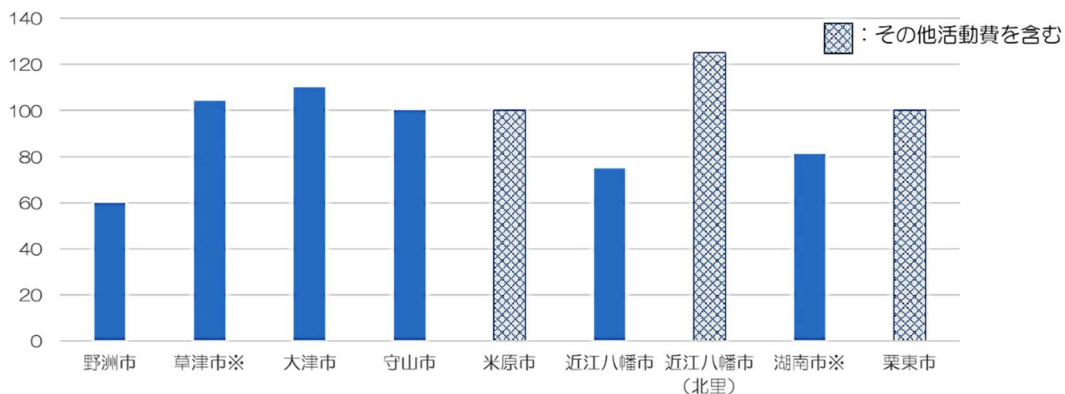
以上により、保護者負担額と市税負担額の割合については、概ね50%になっていることを確認しました。

## (2) 物価高騰に伴う間食費の見直し検討

現在、こどもの家の間食費（おやつ代）は、通年利用の場合、月額1,200円であることから、1月あたり20日間利用として計算すると、1食あたり60円分を保護者が実費負担しています。

しかし、近年の物価高騰の影響もあり、現行の金額では、こども家庭庁が示している放課後児童クラブ運営指針で示されるおやつ提供目的を達成することが困難な状況です。また、近隣市の間食費は1食あたり100円前後が多い状況となっています。

### <近隣市との学童間食費の比較>



このことから、学童保育におけるおやつ提供の目的を達成するためにも、近隣市と同程度にまで間食費の見直し（値上げ）が必要であることを検討しました。

## (3) 季節保育の延長保育料・間食費の算出方法の検討

1月に満たない季節保育期間においては、延長保育料及び間食費をそれぞれの開所日数に応じた日割計算により算出しています。しかし、季節保育の日数は暦により毎年変動するため、保護者負担の見通しが立ちにくいことに加え、料金の変更に係る事務が非常に煩雑となっています。そこで事務効率化・負担軽減を考え、日割計算の廃止及び料金の固定化を検討しました。

	4月	7月	8月	12月	1月	3月	通年
早朝B (8:00~8:30)	300円 (6.2日)	350円 (7.2日)	1,000円 (20日)	150円 (3.4日)	100円 (2.2日)	250円 (5.0日)	1,000円 (20日)
早朝A (7:30~8:30)	600円 (6.2日)	700円 (7.2日)	2,000円 (20日)	300円 (3.4日)	200円 (2.2日)	500円 (5.0日)	2,000円 (20日)
夜間	800円 (8.2日)	900円 (9.0日)	2,000円 (20日)	400円 (4.4日)	300円 (3.2日)	600円 (6.0日)	2,000円 (20日)
夜間 (新1年生)	1,200円 (11.8日)						
間食費	800円 (8.2日)	900円 (9.0日)	2,000円 (20日)	400円 (4.4日)	300円 (3.2日)	600円 (6.0日)	2,000円 (20日)
間食費 (新1年生)	1,200円 (11.8日)						

※間食費は、通年月額2,000円（改定後）を基準として計算

※カッコ内は、直近5か年の平均開所日数

今回の提言を受け、間食費の見直し及び季節保育の延長保育料と間食費の固定化について、令和8年度は周知期間とし、令和9年度に改定を行うこととします。

また、今後も学童保育の質を担保したなかで、児童に主体的な遊びや生活ができる習慣等を身に付けられるよう、経営的バランスを確保しつつ、より効率的で充実したこどもの家の運営が図られるよう取り組んでまいります。